

令和 4 年度福岡市水道事業会計予算案

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数		943,682 戸
2. 年間総給水量		152,473,278 立方メートル
3. 一日平均給水量		417,735 立方メートル
4. 主要な建設改良事業		
(1) 配水施設整備事業	事業費	11,353,970 千円
(2) 水源・浄水場整備事業	事業費	7,488,265 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第 1 款	水道事業収益	38,730,856 千円
第 1 項	営業収益	34,076,947 千円
第 2 項	営業外収益	4,637,830 千円
第 3 項	特別利益	16,079 千円
支		出
第 1 款	水道事業費用	33,113,137 千円
第 1 項	営業費用	30,880,300 千円
第 2 項	営業外費用	2,154,699 千円
第 3 項	特別損失	28,138 千円
第 4 項	予備費	50,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額15,540,187千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

		収	入							
第1款	資	本	的	収	入	12,909,155千円				
第1項	企	業	債			7,638,000千円				
第2項	補	助	金			1,476,755千円				
第3項	出	資	金			1,927,768千円				
第4項	負	担	金			496,234千円				
第5項	加	入	金			895,576千円				
第6項	預	託	金	返	還	金	6,000千円			
第7項	そ	の	他	の	資	本	的	収	入	468,822千円
		支	出							
第1款	資	本	的	支	出	28,449,342千円				
第1項	建	設	改	良	費	19,696,880千円				
第2項	償	還	金			7,771,114千円				
第3項	出	資	金			887,329千円				
第4項	預	託	金			6,000千円				
第5項	国	庫	補	助	金	返	還	金	78,019千円	
第6項	予	備	費			10,000千円				

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
排水処理施設運転管理業務委託	令和5年度から 令和9年度まで	千円 令和5年度以降 170,000
配水管整備工事	令和5年度	2,800,000
水源浄水場設備更新工事	令和5年度	887,000
南畑系導水管更新工事	令和5年度	173,000
乙金系導水ポンプ設備更新工事	令和5年度	724,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水施設 整備事業費	千円 3,584,000	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から借り入れる。 起債時期は令和4年度とする。 ただし、工事又は市財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度以降に繰り越して発行又は借り入れることができる。	9.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に元金又は元金を均等に償還し、証券発行の細目は市長の定めるところによるものとする。 ただし、償還方法については融資条件により変更することができる。 なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
水源・浄水場 整備事業費	4,042,000			
小呂島簡易水道 整備事業費	12,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 福岡地区水道企業団への補助金及び水道水源かん養事業等にあてるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、69,542千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち2,055,127千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 2,055,127千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、500,000千円と定める。

令和4年2月22日提出

福岡市長 高島 宗一郎